

「土壌汚染対策法ガイドライン第2編：汚染土壌の運搬に関するガイドライン」及び
「土壌汚染対策法ガイドライン第3編：汚染土壌の処理業に関するガイドライン」の
改訂について

このたび、「土壌汚染対策法ガイドライン第2編：汚染土壌の運搬に関するガイドライン」（以下「運搬ガイドライン」という。）改訂第4.1版の内容の追加を行い、改訂第4.2版をとりまとめました。

また、「土壌汚染対策法ガイドライン第3編：汚染土壌の処理業に関するガイドライン」（以下「処理業ガイドライン」という。）改訂第4.2版についても内容の追加及び修正を行い、改訂第4.3版をとりまとめました。

変更点は以下のとおりです。

【運搬ガイドライン】

令和6年4月1日から、汚染土壌の運搬・処理に関する管理票の電子化についての改正内容を反映した「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（e 文書規則）」が施行されたことを踏まえて、以下3点について追記しました。

・ 2.1.1 汚染土壌の区域外搬出届出書

(3)ア.運搬フロー図（P.20）において、令和6年4月から管理票の作成・交付・備付け・回付・送付・保管・保存といった、一連の行為を電子管理票（電子データを使用した管理票）で行うことが可能となった旨、電子管理票システムを利用する場合には、運搬フロー図に当該電子管理票システム名を記載する旨等を記載しました。また、図2.1.1-2 運搬フロー図の記載例において、電子管理票システム名を記載する場合の例を示しました。

・ 3.4.2 管理票の備付け

P.62 において、令和6年4月から管理票を電子管理票システムにおいて運用することが可能となった旨、電子管理票システムを利用する場合における運搬時の管理票の備付けに関する運用方法を記載しました。

・ 3.12 管理票の交付又は回付

P.82 において、令和6年4月から管理票を電子管理票システムにおいて運用することが可能となった旨を記載しました。

【処理業ガイドライン】

○本文の追加

・ 2.2.6 処理に関する基準

令和6年4月1日から、汚染土壌の運搬・処理に関する管理票の電子化についての改正内容を反映した「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（e 文書規則）」が施行されたことを踏まえて、(21)2次管理票の交付（P.105）及び(22)2次管理票の写しの送付（P.106、107）において、令和6年4月から管理票の作成・交付・備付け・回付・送付・保管・保存といった、一連の行為を電子管理票で行うことが可能となった旨等を追記しました。

○誤記の修正

- ・ Appendix-12 自然由来等土壌構造物利用施設における新たな地下水汚染を引き起こさないための措置の決定に係る個別サイト評価の計算ツールの操作方法
カドミウムの分配係数について、pH を測定しない場合又は pH5 未満の場合には、20L/kg と設定するように 3 箇所（P.10：2 箇所、P.27：1 箇所）の数値を修正しました。